

第10回日本海・九州西広域漁業調整委員会  
議事録

平成19年8月6日  
水産庁

## 1 開催日時

平成19年8月6日(月) 15時30分～

## 2 開催場所

農林水産省三番町分庁舎 大会議室

## 3 出席者

(委員)

森本稔、中村東伍、西崎義三、小坂榮一、齋藤辰男、齋藤洋一、  
佐々木新一郎、吉岡修一、生越日出夫、屋田孝治、清水栄太郎、  
松井誠一、宇久小値賀漁業協同組合(代表理事組合長 小西藤司)、  
福田靖、桃原仁一、和田耕治、田中猛、風無成一、富田重基、  
宮本政昭、宮本光矩、櫻本和美

(参考人)

西野正人 島根県かにかご漁業組合 組合長

## 4 議題

(1) フロンティア漁場整備事業の計画策定について

(2) その他

## 5 議事内容

### 開 会

小林課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち5名、大臣選任委員のうち2名の方が事情やむを得ず御欠席ですが、委員定数29名のうち定足数でございます過半数を超える22名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を森本会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

森本会長 本日は大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては、また来賓の方々におかれましても、第10回日本海・九州西広域漁業調整委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日はどうか御審議のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会は、水産庁においてフロンティア漁場整備事業を進めていくに当たり、この事業計画について、漁港漁場整備法第19条の2に基づき関係広域漁業調整委員会の意見を聞かなければならないこととされております関係で開催されるものであります。委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本委員会の事務規程第9条には、委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し、参考人から意見を求めることができるという規定がございますので、本事業に関係する漁業者を代表して、島根県かにかご漁業組合の西野組合長に本委員会の参考人として出席いただき、フロンティア漁場整備事業について、必要に応じて御意見をいただければいかがかと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森本会長 ありがとうございます。

それでは、西野組合長におかれましては、前の委員テーブルの方にお移りいただきたいと思っております。

## 挨拶

森本会長 さて、本日の委員会でございますが、水産庁から、白須長官、宇賀神整備課長、木實谷管理課長、ほか多数の方が出席されておりますので、議事に入ります前に、水産庁を代表して白須長官からごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

白須長官 ただいま御紹介賜りました水産庁長官の白須でございます。委員の皆様方には、大変お暑い中、またお忙しいところをお出でいただきまして、まことにありがとうございます。本日は第10回目の日本海・九州西広域漁業調整委員会の会合の開催ということでございます。一言ごあいさつを申し上げる次第でございます。

御案内のとおり、我が国の水産業を取り巻く状況を見ますと、中国を中心として世界的に水産物需要が大変高まっているというような状況あるいは、そういったことを含めまして国際化が進展しているということがあるわけでございますが、我が国の周辺水域の資源状況を見ますと、一方では大変悪化しているといった状況にあるわけでございます。

他方、流通・消費面を見ますと、水産物の消費・流通構造が大きく変化いたしている、あるいはまた、品質なり安全性に対します消費者の関心というものが従来になく高まっているということでございまして、これまでになく水産業を取り巻く状況というのは大きな変化に直面していると考えている次第でございます。

こういう中で、私どもとしても、こういった状況に的確に対応していこうということで、この3月に、今後の水産施策の基本的な指針となります、水産基本法に基づきます新たな「水産基本計画」を策定いたしましたところでございますが、その中でも大変重要な課題の1つといたしまして、特に我が国の周辺水域、沖合水域の資源生産力の向上を図ろうといった観点から、排他的経済水域におきまして、国が主体となりました漁場整備に向けた制度改革を行おうということで、5月の下旬には漁港漁場整備法の法律の一部改正というものを行ったわけございまして、そういうことも含めて所要の措置を講じてまいったところでございます。

現在、その第1号といたしまして、日本海の西部海域におきまして早急に資源回復を図る必要があるズワイガニ・アカガレイを対象とした保護育成礁の整備につきまして準備を進めているという状況でございます。その事業計画の策定に当たりましては、従来の補助

事業とは異なり、都道府県をまたがって関係する漁業者の方が多くおられるということで、この委員会にお諮りしまして御意見を伺うということでございます。

現在実施されております日本海の西部海域におきますズワイガニ・アカガレイを対象といたしました資源回復計画につきましても、関係の漁業者の皆様方の御理解、御協力によりまして成果が上がってきているとお伺いいたしているわけでございます。この2つの漁業資源の回復というものをより一層着実なものとする上で、この事業の役割は極めて重要であると認識をいたしている次第でございます。

資源回復に直接取り組んでおられる関係者の皆様方のさらなる御支援、御協力をいただきまして、この事業を円滑に進めてまいりたいと考えているわけでございますが、関係の皆様方の御支援、御協力と、あわせまして委員の皆様方の活発な御審議を心からお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

森本会長 白須長官、どうもありがとうございました。

長官におかれましては、この後の御予定の関係で、ここで退席されるということでございます。

どうもありがとうございました。

白須長官 どうぞ皆さん、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

森本会長 それでは、最初に本日お配りしております資料の確認を行いたいと思います。事務局からお願いいたします。

小林課長補佐 それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料でございますが、まず本日の委員会の議事次第、それから委員名簿、配席図、出席者名簿をとじている資料でございます。それと、本日の委員会で御説明させていただく資料で、「特定漁港漁場整備事業計画について」というカラー印刷になっております、パワーポイントで御説明させていただく小さな図がついているものでございます。それと、「特定漁港漁場整備事業計画書（案）」というものでございます。

以上でございますが、不足等がございましたら事務局までお申し付けいただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

説明の途中でも、資料に落丁等がございましたら、その都度、御手数でございますが、事務局にお申し付けいただければ幸いです。

それでは、森本会長、議事進行をよろしく願いいたします。

森本会長 ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきますが、最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、本委員会の事務規程第12条により、会長の私から指名させていただくことになっておりますので、僭越ではございますが指名させていただきます。

道府県海区互選委員からは長崎県の小西藤司委員、農林水産大臣選任委員からは和田耕治委員のお二方に本日の委員会にかかわる議事録署名人をお願いいたします。お二人の委員の方、どうかよろしく願いいたします。

## 議 題

### (1) フロンティア漁場整備事業の計画策定について

森本会長 それでは、議題1の「フロンティア漁場整備事業の計画策定について」に入りたいと思います。事務局から説明をよろしく願いいたします。

岡上席水産土木専門官 それでは説明させていただきます。お手元に特定事業計画の本編をお配りしてございますが、スライドをもって説明させていただきます。恐縮ですが、スライドが小さくて見えない場合には、スライドのコピーもお手元にお配りしていますので、御参考にしていただければと思います。

加えまして、これからの説明は先ほどの西部会と同じ説明になりますが、西部会の各委員におかれましては御容赦いただければと思います。

最初に、本事業の背景といいますが、必要性から簡単に御説明させていただきます。

世界的な人口増に対して、水産物の需給の逼迫が懸念されているというのは、先ほどの長官のごあいさつにもございました。そういう中で、我が国の水産資源の生産を見た場合に、沿岸については漸減にあるわけですが、沖合を見た場合、より激しく減っているという状況でございます。そういう関係で、今年3月に閣議決定されました水産基本計画におきまして、沖合域の資源生産力の向上を図るという観点から、国が主体となった漁場整備を行うための制度改正に取り組むということが位置づけられております。

これが今回予算上認められましたフロンティア漁場整備事業でございます。先般の広域漁業調整委員会においても概要を御報告させていただいておりますが、排他的経済水域に

において、資源管理措置とあわせて実施することによって水産資源の生産力の向上を図ろうということで、予算上もアカガレイ・ズワイガニということが認められてございます。実施主体は国。負担は、国が4分の3、都道府県が4分の1ということです。

ただ、予算上認められましたが、いざ実施するとなると、新規の事業でございますので、法律及び政令にいろいろ要件等を位置づける必要がございます。その関係で、まず5月30日に漁港漁場整備法を改正いたしまして、場所については排他的経済水域、それから、対象としては、ここがかなり厳しく規定されてございますが、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に規定する第1種、第2種特定海洋生物資源、さらに、そのうち保護・増殖・養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であって、また、その保護措置が講じられているもの。簡単に言いますと、資源回復計画に位置づけられている魚種ということです。さらに、事業の実施においては著しい効果が認められるもの。こういうことが法律で規定されてございます。

さらに、詳細については政令、施行令でございますが、これは、実は明日、閣議決定の予定になってございます。政令の中に、動植物の種類、それから、どこで実施するかといった海域、それから事業の内容について規定することになっております。

これは政令の中に具体的に規定する内容でございます。対象動植物については、先ほどからお話ししておりますアカガレイとズワイガニです。

それから、施行されるべき海域は、日本海西部、兵庫県から島根県までの地先のうち、ここが大事ですけれども、アカガレイの生息・繁殖の水深帯を有する海域であって、直轄の関係で、領海と暫定水域を除くということです。

これが具体的な政令海域でございますが、沿岸側の線が大体アカガレイ・ズワイガニの生息水深ということで、180 m程度以深、それから、沖合のこのあたりの線が約500 mの水深になっています。隠岐の周辺が外れていますのは、領海を外しております関係からです。それから、北側の端は暫定水域にかかりますので、ここは外しているということです。それから、東西方向でございますが、西側については暫定の垂れ下がりより東側。それから、東側のラインについては京都府と兵庫県の県境のほぼ真北線ということで設定されてございます。

事業の内容ですが、アカガレイ・ズワイガニを対象にした増殖場ということです。

これは事業の手続を示してございますが、今お話ししました政令、これが明日閣議決定の予定でございますが、政令の後、今、特定事業計画を策定しているということです。今

回、この計画の中身について関係漁業調整委員会の意見をお伺いするという事です。その後、関係地方公共団体と協議、同意をいただいた後、公告・縦覧（20日間）をかけた上で、できれば特定事業計画を確定したいと考えております。

その後、事業を実施するに当たりましては関係県の負担の同意をいただくことになっておりまして、その際、県議会の議決が必要になります。もし議決をいただければ、そこでようやく事業を実施する環境が整うということでございます。

これから事業計画の具体的な説明に入っていきますが、その前に、これは資源回復計画の図面です。小さくて誠に恐縮ですが、1番から17番まで、今17の資源回復計画ができておりますが、今回は、先ほどから御説明しております6番目の日本海西部域あかがれい・ずわいがに資源回復計画を支援する事業という位置づけでございます。場所はこのあたりです。

これは日本海西部域のズワイガニとアカガレイの資源の推移を示したものですが、ズワイガニ、アカガレイともにピーク時に比べまして3分の1、4分の1程度に減っております。ただ、近年は少し持ち直しの傾向、あるいは横ばいの傾向でございますが、これをより確実に資源量を高水準へ回復していこうという趣旨から、今回この事業を実施するというところでございます。

では具体的にどのような保護礁を置いていくかということでございますが、これまで関係県、兵庫県あるいは京都府で保護礁を沿岸に置いておられますが、そういったものを参考にしながら保護礁を置こうと考えております。これは保護礁のイメージですが、具体的には2km四方、2km×2kmのエリアに、ちょっと見えにくいかもしれませんが、ブロックを等間隔で置いていきまして、資源の保護を図っていこうと考えております。

これは、参考までに、兵庫県が設置された保護礁の写真でございます。今年、水産庁の直轄調査で撮影したものでございます。

次に、具体的に先ほど御説明しました政令海域のどこに保護礁を置いていくかということでございますが、基本的には、まず事業の効果が発揮されるか、これを第1に勘案しまして、そのほか、関係漁業者の操業状況、あるいは、実際に工事ができるかどうか、そういったところを総合的に勘案して保護礁の設置場所を決めております。

具体的には、効果が出るかという観点ですが、1つ目は対象魚種の分布や生態に着目しております。例えばズワイガニの分布が適当か。これは、ズワイガニが既にたくさんいる、あるいは全くいない、そういったところは効果が余り見込めませんので外しております。



それから、アカガレイについては、移動経路とか産卵場が大体分かっておりますので、そういうところをねらって保護礁の設置を考えているということです。

2つ目は、対象とするズワイガニの生息水深帯ということで、1つは、雌のズワイガニの保護といったものを重視しているわけですが、最終的には雄雌のバランス、あるいは稚ガニの生息水深帯などを見ながら考えております。

それから、3つ目ですが、操業実績。これは、大臣許可漁業、底びきの場合ですので、過去と現在の網入れと申しますか、底びきをひいた数のデータがございます。そういったところから、極端に減っているようなところに保護礁を設置しますと、逆に効果が得られると考えられますので、例えばそういうところを1つの切り口として置く場所を考えております。

それから、2つ目の大きな検討事項ですが、関係漁業者の操業状況です。当該水域では、沖底、大臣許可、兵庫・鳥取・島根県が操業しております。それから島根県の小型底びき、島根県のズワイガニのかにかご、そのほかにもいろいろあるわけですが、事業を実施するに当たりまして特段の支障がないか等々、漁業者の皆様の御意見をお伺いしながら置く場所を決めております。

最後に工事の施工性ですが、仮にいい場所であっても、極端に海底の勾配が大きいとか、あるいは岩礁地帯についてはなかなか保護礁の設置が難しいので、そういうところも考慮しながら、総合的に設置場所を検討しました。

これが今回の特定事業計画の平面図でございますが、保護礁の設置場所につきましては、大きく、浜田沖、隠岐北方、赤碕沖、但馬沖というふうに概略分類されてございます。この中に、先ほどお話ししましたような考えで計21群の保護礁を設置しまして、8,400ヘクタールの保護を図ろうということでございます。総事業費65億、計画期間は19年から26年の8年間でございます。

これが先ほど説明しました保護礁のイメージ。これが現在ある、補助事業でやった保護礁の写真でございます。これは餌料生物が保護礁についているという写真、これは、ちょっと見えにくいんですが、クモヒトデでした。これが保護礁にカニがついているという写真でございます。

では具体的にどういう効果を見込むかということの御説明をさせていただきます。まず、今回の場合、保護育成礁を設置しますので、保護礁を設置した場合に、当然漁獲圧が低減されます。また、先ほどお話ししましたように、保護礁の中で一部、カニの増殖も考えら

れます。そういうことで、保護礁の中は、一般の保護礁のない海域に比べましてカニの密度が大きくなる。これが保護礁からしみ出して、結果的にその一部を漁獲することによって漁獲量の増加が図られる。基本的にはこういう考えに立っております。

これは今お話ししましたことをイメージしたのですが、保護礁、2 km角を設置しますと、この図は縦軸が資源密度でございますが、一般的な海域に比べて、保護礁の中は漁獲圧の低減等が図られますので、密度が高くなります。それが、この青いところのしみ出し部分ですが、この一部を漁獲するというので漁獲の増を考えております。今回の場合、しみ出しの範囲というのは3マイルを考えております。

どれぐらいの効果が上がるかということでございますが、公共事業の場合、費用対効果、B / Cということで効果をカウントいたしますが、今回の場合、水産基盤整備事業でございますので、その費用対効果分析ガイドラインの暫定版にのっとって分析しております。便益としては、今お話ししました生産増の効果、それ以外に地元の加工業等の生産の増加、あるいは民宿等での効果、こういったものも含まれるわけですが、これらの効果を総合的に勘案しましてB / Cは約2ということでございます。これらの効果が30年ぐらい続くということでB / Cが約2になるということです。

参考までに年間の生産量でございますが、兵庫、鳥取、島根県のズワイガニとアカガレイの生産量は年間、概算で約1割ぐらい増加するという計算になってございます。

それから、恐縮ですが、先ほどの西部会で櫻本先生から、費用対効果を何年で行うのかという質問の際に、私から5年で行いますとお答えさせていただいたんですが、公共事業の評価手法が18年の5月に変わりました、10年単位で評価をする、または事業の終了後5年で事業評価を行うことになりました。先ほどの私の回答を修正させていただければと思います。申しわけございません。

これは、今回は直轄事業でございますが、陸揚げした漁獲物が地元にも一部便益があるだろうということで、国の負担金4分の3の残り、4分の1について、関係県から負担をいただくことになってございます。具体的には、資源が水揚げされると、背後の流通・加工等を通じて地域に一定の便益があるだろうということを基本に考えていますが、実際のカウントとしましては、一義的に漁港に揚がる属地陸揚量を基本として、その比率で各県に負担の分担をお願いしようということで考えてございます。その結果がこれですが、最終的に御負担をいただく場合には、先ほどお話ししましたように県議会の議決が必要になります。

最後に今後のスケジュールの概要を御説明しますが、本日、広域漁業調整委員会の御意見を承るということでございますが、御意見をいただいた後、関係県との協議に入りまして、さらに公告・縦覧、20日間かけることとなります。それで問題がなければ、9月の頭にこの計画を決定させていただきまして、即刻、各県に負担のお願いをし、同意をいただければと考えております。もし同意がいただければ、10月以降、事業実施の環境がやっと整うということでございまして、今年度、19年度の事業としては、すぐに事業というのはなかなか難しいところがございますが、必要な地質の調査、水深測量、保護礁等の具体的な設計を行っていくこととしております。

説明としては以上でございますが、これは、誠に小さくて恐縮ですが、今まで御説明したことを1枚紙にPR版として整理したものです。目的、これは現在の水揚げ、それから事業の内容、費用、工費、期間、それから費用対効果、ここに各県の負担の割合を記述しております。

説明は以上で終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

森本会長 どうもありがとうございました。

以上の説明に関しましては、本委員会の前に開催されました日本海西部会でも同様の説明がなされたと同っております。日本海西部会での結果につきまして、吉岡部会長から御報告をいただきたいと存じます。

吉岡部会長 ただいま説明があったわけでございますが、本事業計画につきましては案のとおり承認されまして、異議なく決定いたしておりますことを御報告申し上げます。

森本会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問等ございましたら承りたいと存じます。何かございますでしょうか。

福田委員、どうぞ。

福田委員 ズワイガニの分布の南限といいますか、どの辺ぐらいまでいるか。実際に獲れるところと言ってもいいんですが。九州の方ではズワイガニは獲れないことになっていきますね。

宇賀神課長 お手元に「特定漁港漁場整備事業計画書(案)」という資料がございます。これを1枚開いていただきますと、ページ数が打っていないので恐縮ですが、3枚目に当たりますところに対象種の分布図という、日本列島が緑に塗られた図がございまして、この左側がズワイガニの分布、赤い線のところ、この辺まで分布している。右側がアカガレ

イの分布図ということでございます。

福田委員 そうすると、10年という単位なんですけれども、地球が温暖化によって海水温が少し上がってきていますよね。その影響はありませんでしょうか。全体として、海水温が上がって分布が北の方にずれる。今設置されたところが、10年後には分布域が北の方に移動してしまって、投資効果が大丈夫かなと思ったんですけど、その心配はありませんか。

宇賀神課長 データから申しますと、その心配はしておりません。テレビ等の報道によりますと、そういった現象が少しずつあるということはお聞きしておりますが、ズワイガニ・アカガレイについてそこまでというふうには考えておりません。

岡上席水産土木専門官 少し補足させていただきますと、ズワイガニの生息域が海底付近でございますので、温暖化を見た場合、表層に比べて影響は少ないだろうというのが1点、それから、具体的に事業の実施に当たりましては、毎年、効果といたしますか、フォローしていきたいと考えております。ですから、もしそういうところが懸念されるような事態になれば、その際に検討を加えてまいりたいと思っております。

森本会長 よろしゅうございますか。

ほかに。

ないようでございますので、本委員会といたしまして、本計画について特に異議ない旨、決定してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森本会長 ありがとうございます。

それでは、本委員会に提出されました本計画について、異議ない旨、決定させていただきます。

## (2) そ の 他

森本会長 続いて、議題2、その他でございますが、委員の皆様方から何かございませうでしょうか。

特にないようでございますので、事務局から次回の委員会の開催予定につきまして説明をお願いいたします。

小林課長補佐 本委員会でございますが、次回の開催につきましては、今後、会長を初

め委員の皆様方の御都合をお聞きしながら、追って御連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

森本会長 ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。委員の皆様方、御臨席の皆様方におかれましては、どうもありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名させていただきました長崎県の小西藤司委員、農林水産大臣選任委員の和田耕治委員のお二方に、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、どうかよろしくお願いいたします。

これをもちまして第10回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会